協議様式３

（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

施設設備チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |

|  | 項　　　目 | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
|  |  | はい | いいえ |
| 一般原則・構造 | ①バリアフリーに配慮した設備構造となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②手すりは廊下、食堂等に適切に設けていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③日照（採光）、通風（適温保持）に配慮した設備構造となっていますか。 |[ ] [ ]
| 玄関及び廊下 | ①段差解消の対策がなされていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②車いす、歩行器等の通行に支障のない幅員が確保されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③玄関には徘徊予防の対応が取られていますか。具体的記載（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |[ ] [ ]
| 居間及び食堂 | ①出入口廻りは車いす、歩行器等の使用に配慮されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②床材は滑りにくく、転倒しても怪我をしにくい材質になっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③明るく和やかな雰囲気を醸し出すよう配慮し、家庭的な環境になっていますか。 |[ ] [ ]
| 台所 | ①利用者とスタッフが協働できる広さがありますか。 |[ ] [ ]
|  | ②火気使用部分は不燃対策がされていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③食器・調理器具の消毒・洗浄・保管に関し衛生上の配慮がされていますか。（防虫及び防鼠対策を含む。） |[ ] [ ]
|  | ④調理済食品の保冷・保温の設備を設け、適温食事の提供が可能となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤食品庫は衛生的に配慮されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥食材等の搬出入は安全面・衛生面の配慮がされていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦洗剤や科学薬品などの誤飲予防対策等が取られていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑧包丁・刃物類は安全に管理されていますか。 |[ ] [ ]
| 宿泊室 | ①ブザー、呼び鈴等通報装置が適切な場所に設置されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②個室以外の宿泊室には、パーテーション等によりプライバシーが確保されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③出入口に段差がありませんか。 |[ ] [ ]
|  | ④窓やドアには、徘徊予防・転落予防の対策を取っていますか。 |[ ] [ ]
| 浴室 | ①廊下と脱衣室、脱衣室と浴槽の出入口に段差はありませんか。 |[ ] [ ]
|  | ②脱衣室・浴室は、廊下等から直接見えないよう配慮されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③脱衣室・浴室にブザー、呼び鈴等通報装置が設置されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ④洗い場・浴槽に適切な手すり等を設置していますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤やけど等の事故防止に注意した仕様となっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥石けん・洗剤などの誤飲予防対策が取られていますか。 |[ ] [ ]
| 便所 | ①扉の設置などのプライバシーへの配慮がされていますか。 |[ ] [ ]
|  | ②ブザー、呼び鈴等通報装置が適切な場所に設置されていますか。 |[ ] [ ]
|  | ③扉は、緊急時には外から開錠できるようになっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ④水道栓は自動水栓、レバー式など高齢者が使いやすいものになっていますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤共用タオルを取り付けていませんか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥石けん・洗剤などの誤飲予防対策が取られていますか。 |[ ] [ ]
| 衛生管理 | ①汚物処理室（流し）を設けている場合は、他の設備と区別された一定のスペースを有していますか。 |[ ] [ ]
|  | ②感染性胃腸炎を含めた感染症対策として、使い捨てのビニール手袋、マスクを着用し、また消毒作業手順等について保健所の助言・指導を求め、密接な連携を確保できますか。 |[ ] [ ]
| その他 | ①吹田市介護保険法施行条例（平成25年吹田市条例第7号）を読み事業を行うための基準を確認しましたか。 |[ ] [ ]
|  | ②適正な事業運営を行うために必要な人員を確保しましたか。 |[ ] [ ]
|  | ③事業を行うことができなくなった場合において、当該事業所を利用している要介護者等が継続して同等のサービスが利用できる方策を講じていますか。 |[ ] [ ]
|  | ④資本金の他に、収支計画上想定される累積赤字額を上回る資金を確保する等の適切な資金計画がありますか。 |[ ] [ ]
|  | ⑤市町村の介護保険事業計画に支障を及ぼすおそれがありませんか。 |[ ] [ ]
|  | ⑥事業予定者及びその役員等が介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の11第2項各号に該当していませんか。 |[ ] [ ]
|  | ⑦地元自治会および地域住民に対して十分な説明および話し合い等を行いましたか。 |[ ] [ ]
|  | ⑧説明および話し合い等で要望・意見等がありましたか。 |[ ] [ ]
|  | ⑨運営推進会議構成員の地域住民の代表者は決まりましたか。 |[ ] [ ]
|  | ⑩立地は住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にありますか。 |[ ] [ ]